

2020 年 11 月 19 日

2021 年 7 月 8 日 一部更新

2021 年 10 月 11 日 一部更新

2023 年 1 月 4 日 一部更新

学生・教職員各位

大学院総合文化研究科・教養学部

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下における海外渡航ならびに
海外からの入国について(第 3 報)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行に鑑みて、本研究科・学部は渡航・入国全般についてのガイドラインとして、2021 年 10 月 11 日付けで「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下における海外渡航ならびに海外からの入国について（第 2 報）」を発出したしました（以下、「ガイドライン」と略称）。しかしながら、流行の終息が見込まれない状況の下、長期間にわたって渡航制限を行うことは、教育・研究上支障を来すことも懸念されます。

ついては、構成員の渡航に関して、「海外渡航の可否判断基準のガイドライン」（新型コロナウイルス対策タスクフォース作成）に基づき、研究科・学部において可否判断を行うこととなりました。

皆さまには、各自で最新の情報の把握に努め、適切な計画を策定していただきますようお願いします。

*文中で言及される各種ホームページは、本通知末尾に一括して示してあります。

1 渡航に関して

以下の項目すべてについて各自の責任で最新の情報を確認した上で、下記「3 研究上の渡航と入国に関するガイドライン」もしくは「4 教育・学習上の渡航と入国に関するガイドライン」に従ってください。研究・教育とは無関係な個人の資格による渡航であっても本通知の要請に従ってくださるようお願いいたします。

(1-1) 渡航先の危険情報について、外務省海外安全ホームページで最新情報を確認してください。感染症危険情報レベル 2 以上に指定されている国や地域への渡航は慎重に検討してください。レベル 1 であっても、渡航の必要性をじゅうぶんにご検討ください。

(1-2) 渡航予定先のビザ発給制限、入国制限、検疫体制、活動制限などについては、各国当局

のホームページや駐日大使館などにて最新情報を確認してください。

- (1-3) 国籍にかかわらず、再入国後には一定の行動制限が課される場合がありますので、下記「2 入国に関して」を必ず参照してください。

2 入国に関して

以下の項目すべてについて了解した上で、下記「3 研究上の渡航と入国に関するガイドライン」もしくは「4 教育・学習上の渡航と入国に関するガイドライン」に従ってください。

- (2-1) 海外から日本へ入国・再入国する際の検疫措置（水際措置）に関しては、厚生労働省ホームページの「水際対策」で最新情報を確認してください。これは国籍にかかわらず、すべての入国者・再入国者を対象とする措置ですのでご注意ください。
- (2-2) 日本への入国拒否対象となっていた国・地域について、全ての対象地域が解除されました（法務省出入国在留管理庁ホームページの「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について」を参照ください）
- (2-3) 海外から日本への入国・再入国について、外務省ホームページの「国際的な人の往来再開に向けた措置について」で最新情報を確認してください。
- (2-4) 上記（2-1）に示す、厚生労働省による検疫対象となった場合には、入国後待機等が完了するまでは大学に来ないようにしてください。

3 研究上の渡航と入国に関するガイドライン

上記「1 渡航に関して」および「2 入国に関して」を踏まえて、研究目的で渡航・入国する際には以下の諸点に留意して計画を立案してください。感染拡大状況によっては「海外渡航における感染対策等注意事項確認書」の提出や審議が再開することがあります。再開に当たっては改めて通知いたしますので、ご対応をお願いいたします。

- (3-1) 外務省海外安全ホームページが示す感染症危険情報レベルが「レベル 2」以上である国と地域への渡航は慎重に検討してください。
- (3-2) 渡航先の感染症危険情報レベルが「レベル 1」以下である場合にも、再入国に際しては上記（2-4）に示す行動制限をお願いします。したがって、再入国後に業務に支障を来さないよう、所属する専攻・系や部会などにおいて事前に調整をしてください。
- (3-3) サバティカル研修や若手研究者の国際展開事業など研究科や大学の承認をすでに得ている渡航を延期する判断をされた場合、所属の専攻・系や部会などでの調整がなされるのであれば、研究科としても柔軟に対応いたします。今後のサバティカル研修や若手研究者の国際展開事業などを計画している方は、現在の情勢にかかわらず、所属の専攻・系や部会などで申請手続きを進めていただいてかまいません。
- (3-4) 大学院学生を同行させるのは、それが研究上の必要であることが明らかである場合に限

ります。教育目的での同行については下記「4 教育・学習上の渡航と入国に関するガイドライン」を参照してください。

4 教育・学習上の渡航と入国に関するガイドライン

学生の渡航や入国については緩和の方向に向かっていますが、新型コロナウイルスの流行が終息したわけではなく、時期によっては用務先の国においてまさに感染が拡大している場合もあり得ます。短期の渡航プログラムは、リスクを考慮に入れてもなお顕著な教育的意義があるかどうか熟慮の上で実施可否を検討してください。

(4-1) 短期渡航プログラムに関して。

(4-1-1) オンライン形式による代替措置を積極的にご検討ください。特に、教育への ICT 活用は COVID-19 の流行有無にかかわらず、Society5.0 を見据えた新たな国際教育の可能性を拡張する途でもあります。

(4-1-2) オンライン形式による代替措置が不可能な渡航計画に関しては、上記「3 研究上の渡航と入国に関するガイドライン」に準じて計画を立案してください。ただし、情勢急変のリスクがあることや渡航先や日本再入国時において諸制限が課せられることを参加者やその保護者（未成年学生の場合）に対して不足なく説明するとともに、誓約書などによって参加者やその保護者がそれらに関して了解していることを必ず確認してください。

(4-1-3) 本研究科・学部において対面授業が一切認められていない「ステージ・レッド I」以上の入構制限が実施されている場合は、短期渡航プログラムも実施しないでください。

(4-1-4) 実施に際しては、通常の渡航において課せられる安全上の各種措置は従来通りの規定に従って準備してください。

(4-2) 学生が個人で企画する海外渡航について。

(4-2-1) 学生が公的であると私的であるとを問わず、個人で企画して行う海外渡航に関しては、上記「3 研究上の渡航と入国に関するガイドライン」に準じます。

(4-2-2) 学生が帰省などのために出国する際には、再入国に際しての入国制限について、最新の情報を確認するようにしてください。なお、一時帰国する場合であっても事前申請が必要です。事務部通知に従って「海外渡航届」提出フォームに必要事項を登録してください。

(4-3) 長期留学に関して。

長期留学に関しては派遣プログラム運営者の指示に従ってください。休学して海外で長期滞在する等の場合の渡航についてはこの通知の限りではありませんが、学籍異動の願出と併せて、事務部通知に従って「海外渡航届」提出フォームに必要事項を登録する必要があります。

5 職員の渡航と入国に関しては、「3 研究上の渡航と入国に関するガイドライン」に準じます。

【ガイドラインが言及する各種ホームページ】

- ・ 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 外務省ホームページ「国際的な人の往来再開に向けた措置について」：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html
- ・ 厚生労働省ホームページ「水際対策」：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
- ・ 法務省出入国在留管理庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について」：
http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html

【その他、関連情報に関する各種ホームページ】

- ・ 外務省ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（2022年10月11日以降適用）」（2022年10月11日以降の新たな変更点が包括的にまとめられています）：
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C083.html
- ・ 外務省渡航登録サービス：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>
- ・ WHO ホームページ（Coronavirus disease (COVID-19) advice for the public）：
<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/advice-for-public>
- ・ 国立感染症研究所ホームページ（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連情報）：
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/covid-19.html>

【カウンセリング窓口の紹介】

不安を感じている方には以下の相談窓口がありますので参考にしてください。

- ・ 留学生相談室・カウンセリング
（日本語：<https://www.globalkomaba.c.u-tokyo.ac.jp/inbound/support/advising.html>）
（英語：<https://www.globalkomaba.c.u-tokyo.ac.jp/en/inbound/support/advising.html>）
- ・ 駒場学生相談所：<http://kscc.c.u-tokyo.ac.jp/>
- ・ 駒場保健センター精神科：<http://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/mhs/offices/>